

1 幼保連携型認定こども園の認可要件

新幼保連携型認定こども園の認可要件は、「①認定こども園法に定める設置者等の要件」及び「②国が定める基準に従い、又は基準を参酌して、都道府県等が定める条例の要件」により構成されており、都道府県等では、新制度の施行までに②の条例を制定する必要がある。

2 国基準と都道府県条例との関係

○国の基準に従う事項

- ①学級の編制、園に配置する保育教諭その他の職員及びその員数、②保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの、
- ③運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

○国の基準を参酌する事項 上記①～③以外の事項

3 条例（案）に係る基本的な考え方

○現在県では、現行の幼保連携型認定こども園、幼稚園及び保育所について、「新幼保連携型認定こども園に係る国基準」とほぼ同様の基準により設置認可等が行われており、新幼保連携型認定こども園の認可基準条例についても、既存施設からの移行を阻害することがないように、国と異なる内容を定めるべき特別な事情等がない部分は、「国基準」と同様とする。

○現行の認定こども園、幼稚園及び保育所の認可等に係る県の基準が、「国基準」に上乗せされている部分は、新幼保連携型認定こども園認可基準条例においても、「国基準」への上乗せを行う。

- ①0歳児の居室面積基準、②3歳児の学級編制人数、③保育所の11時間開所（努力義務）

【参考1】国基準の基本的な考え方

○新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し、向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用される基準を基礎とした上で、以下の方針に基づき基準を策定

- (1) 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ
- (2) 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ
- (3) 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する

○既存の幼稚園、保育所から新たな幼保連携型認定こどもへの移行の際の特例基準について

- (1) 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける
- (2) なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する
- (3) 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない

○現行の幼保連携型認定こども園からの移行の際の特例基準について

- (1) 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する
- (2) 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない

【参考2】従うべき基準と参酌すべき基準について

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準
	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない
異なるものを定める許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

【参考③】 その他

○各用語について

- ・「従う」＝従うべき基準
- ・「参酌」＝参酌すべき基準
- ・「移行特例」＝既存の保育所又は幼稚園から移行を行う場合の特例基準
- ・「保育教諭等」＝幼稚園免許状と保育士資格の両方を有し、教育及び保育を行う者
- ・1号子ども＝満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号子ども＝満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号子ども＝満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・保育に欠けない＝保育を必要としない子ども
- ・保育に欠ける＝保育を必要とする子ども

○条例制定までのスケジュール

【平成26年7月9日】 第1回千葉県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会

【平成26年7月中旬】
・部会の意見等を踏まえパブリックコメント（意見公募）の実施
1月程度の期間を予定
・市町村への意見照会

【平成26年9月定例議会】 条例案を上程予定

○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の条例改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年条例第64号）

認定こども園法の改正に伴い、既存の3類型の認定こども園の基準条例についても所要の改正を行う。

- ・幼保連携型認定こども園に関する部分の削除
- ・認定こども園法の施行に伴う文言等の改正 等